

第4回宇都宮市総合計画審議会
健康・福祉・安心分科会議事録

日時：平成19年12月27日（木）

午後1時15分から

場所：市役所15A会議室

出席

梅林 猛	前うつのみやまちづくり市民会議委員
金沢 力	宇都宮市議会議員
五味渕秀幸	宇都宮市医師会会長
伊達 悦子	作新学院大学人間文化学部教授

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 市民からの意見について
 - (2) 先進地視察調査の実施結果について
 - (3) 主な重点事業の概要について
 - (4) 分科会審議結果のとりまとめについて
- 4 閉会

開会 午後1時15分

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより第4回健康・福祉・安心分科会を開催いたします。

初めに、分科会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

分科会長

皆様、こんにちは。本当に、あと数日という感じになりまして、慌ただしいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

きょうは、当分科会として最後の審議の場ということになりますので、いろいろと盛りだくさんになるかと思えますけれども、限られた時間ではありますけれども、よろしく願いしたいと存じます。

この分野における課題認識とか、今後の取り組みの方向、それから11月に浜松市に先進地視察調査ということでお邪魔をして、いろいろ勉強させていただいたわけです。そういうふうなところから何をどう踏まえていったらいいか。この分野における重点事業、そういったことについて皆様から活発にご意見を出していただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思いますが、これより進行につきましては分科会長をお願いいたします。

分科会長

それでは、座ったままで失礼いたします。

まず、(1)の市民からの意見についてということで、事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局

それでは、資料1の市民からの意見について、ごらんください。総合計画に関する地域別集会、みや・未来トークについてでございますが、今回計画を策定するに当たりまして、より多くの市民から、これからも本市のまちづくりにおける夢や思いなど、ご意見を直接お伺いするために11月中旬から12月の初旬にかけて、市内5カ所において意見交換を行いました。

(3)の市民からの主なご意見でございますが、全体的な事項に関するものとしたしましては、道州制や合併についてのコメント、また人口推計と居住についてなどご意見を頂戴したところでございます。

2ページ目をお開きください。健康・福祉・安心分野に関するご意見といたしましては、少子高齢

化についてですが、高齢者の方の福祉施設ですとか、子供を産み育てるための産婦人科、小児科など、医療の充実を求める声、またネットワーク化が有効であるというご意見を頂戴いたしました。また、長野県等を事例にとりまして高齢者の就労率の高さや医療費の低さの関係に注目をして、高齢者への生きがい対策、また高齢者の雇用支援の重要性を求めるご意見等いただきました。また、健康についてでございますが、本市の市民憲章であります健康で心ふれあうまちづくりのための施策の充実を求めるご意見等を頂戴したところでございます。

続きまして、6ページをごらんください。パブリックコメントについてでございますが、こちらの計画概案は、皆様の方にもご郵送させていただきましたが、11月29日から12月20日までの22日間、本庁を初め地区市民センター、またホームページなどによりまして計画概案を公表しまして、市民からのご意見をいただいたところでございます。主なご意見でございますが、全体的な事項に関するものとしたしましては、宇都宮らしさをすべての場面で表現してほしいとか、今現在、本市において取り組んでおります、もったいない運動、またはおもてなし、こういった取り組みについて組み入れるべきだというご意見等を頂戴いたしました。

また、次のページでございますが、健康・福祉・安心分野に関するものとしたしましては、少子高齢化に歯どめをかける施策を最重要課題とする必要があるのではないかとのご意見ですとか、医療、福祉の特典などを活用して、疾病による死亡原因の中でも最も高いがん対策に力を入れるべきではないかというご意見、あるいは危機管理体制に関しまして、大規模災害を想定した訓練等の重要性を求めるご意見等頂戴したところでございます。これら市民の皆様からいただきましたご意見につきまして、今後計画への反映等を検討してまいりたいと存じます。

以上、市民からの意見についてのご報告を終わります。

分科会長

ありがとうございました。

ただいま説明いただいたことについてご質問等ありましたら、お願いします。

浜松市のご報告を後で申し上げるわけですけれども、何かやっぱりここにも宇都宮らしさという言葉が出てきましたけれども、県も同じですけれども、非常に特徴が見えにくいというのでしょうか、つかみにくいというか、それが特徴という感じもありますけれども。

それから、今日の新聞だったのでしょうか、栃木県の死亡率が出ておりましたが、このあたり、宇都宮の場合はどうなのでしょう。男性よりも女性が悪いという、女性がワースト2位でしたか。

委員

順位としてはそうでしたね。

分科会長

今日は藤井委員さんいらっしゃいませんけれども、この間、ラジオ体操なんていうお話がありましたね。福井県が1位でしたか。ラジオ体操等も、やっぱりかなり盛んにやっていた方がいい等という記事が載っていましたけれども。

ご意見とかご質問はございませんか。

委員

宇都宮らしさということがありますでしょう。いろいろなところで何々らしさとありますけれども、らしさの中身の議論を討議する必要があるかと。何がらしさなのか。この中身の議論というのは余り聞いたことないのですよね。何が宇都宮らしさなのか。それを打ち出してやっていくとかということも必要なのかなと。

分科会長

そうですね。

委員

難しいですよ。今までの会議なんかで、宇都宮らしさとか、どうだとかという話も出てくるのですが、では、らしさの中身は何なのかというと、なかなか難しい問題で。

委員

一つよろしいですか。パブリックコメントの件なのですが、確かにがんということに触れられていますよね。確かに昭和54年あたりから、大体日本人の死亡率、がんが1位なのです。平均寿命が延びたということもあるし、それまでは脳卒中とか心筋梗塞。高度成長期で、皆さんの食事が洋食化されたということであるのだけれども、その平均寿命が延びて、がんの細胞も、いわゆる人間の細胞も老化しますから、がんが発生しやすいのですが、これはこれでいいと思うのですけれども、一つ問題なのは、やはり栃木県の脳卒中の死亡率が高いということ。その予防だとかは必要だと思うのです。女性は、たしかワーストワンぐらいではないかな。男性の場合は3番目ぐらいに入りますので、栃木県、どういうわけか脳卒中の死亡率が多いのです。やっぱり予防ということ、運動したり、食生活のこととか、この辺は寒いことありますけれども、それを入れておかないといけないのではないですか。それをいかに予防するか。栃木県、どういうわけか、がんもそうなのですが、脳卒中の死亡率が多いのですよね。これは追加すべきかと。

分科会長

予防について言及するという、対策を考えるとか。

委員

健診も大切だし、日ごろの日常生活のいろんな注意事項、いっぱいあると思いますけれども。血圧とか、健康面とか、いろいろあると思いますので、そういう方も含めて予防策を強化していかないと。がんももちろん確かにそうなのですけれども、それとイコールぐらいでやっていかないと、この地域ではいけないのではないかなと思います。

分科会長

塩分の問題というのは、かなり深刻なのですよね。さっき長野県の例が出ていましたけれども、私も長野県に住んでいましたけれども、寒いところですよ。けれども、医療費が抑えられているという。私は子供のころ宇都宮で過ごしていませんので、宇都宮に来たときに、非常にやっぱりいろんなものがしょっぱいと思ったのですけれども、改善はかなりされたとは思うのですけれども、まだまだだなという気がしましたね。この辺の対策はやっぱり、浜松の場合もそうですけれども、いかに企業とか事業者を巻き込んで施策を展開するかということが大きな課題だったのですけれども、予防問題も何かその辺がうまくリンクできるといいなと思います。

事務局

一番重要課題だと思うのです。宇都宮市の健康21というので、それを進めているのですけれども、若干総花的だという計画の嫌いがあるのです。その中で国もそれを反省しておりまして、国もやっぱりある程度重点化しようという方向で今キャッチフレーズなんかつくってやっています。動こうというか、体をまず動かそうという、運動、食育、しっかり禁煙、最後は薬というのですが、まさにこれ体を動かすという運動ですね。正しい食育、これ大切なことです。

分科会長

前に、まちづくり市民会議でしたか、あのときにカロリーを表示してくれるお店には、宇都宮市が何かマークを発行するとかという案も出たのですよね。やはり、今日の新聞では、運動嫌いな県民性という表現があったのですけれども、例えばそういうコースを設定するとか。

委員

レストランによってはカロリーが表示されていますよね。それから、食品などは、よくカロリーと栄養の中身等が表示されてますよね。

分科会長

ありますね。

委員

そうすると、やっぱりバランス食、バランス食と言うのですから、全メーカー、要するに野菜でも、例えば白菜なら白菜の栄養分がどうなっているのか。そういうのを表示させるという、これは国までいかなければだめだと思うのですが、実際物を買ってくるときに、買う中身がどうなのか。どういう栄養分の割合になっているのか。それを表示してもらえば、我々としては余計、自分の健康管理に役立つのではないかと。そういう方向に行けたらと思うのですけれども、どうなのでしょう。事業者側にとっても、そんなに費用がかかる等の課題はないと思うのですが、どうなのでしょう。

事務局

まさに今後、具体的に効果をより目に見える形で、そういう仕掛けをしていく必要があると思います。どういう方法がいいかということは、今後いろいろ検討しなくてはならないですけれども、やはり事業者の意識改革が重要ですね。食育なども行政はやるのですけれども、事業者や市民の意識をいかに醸成していくかが大切だと思います。だから、宇都宮市民に対して、どういう健康的な食を提供していくのか、その辺が事業者にとっての生き残りではなってくるのではないかと思います。

委員

そうですね。バランスをとるために中身がわからないと、とりようがないですね。ただ、野菜を1日350グラムといっても、野菜の中身は、ビタミンAから、B、C、いっぱいあるわけですね。それがどうなっているのか、そういうのがわかるといいと思います。

分科会長

スーパーで商品を見ますと、カロリー表示があるものとないものがあるのです。それが全部載っていると、例えばお総菜なんかは目安になるだろうと思います。例えば私は週1回、中学校の学校給食をいただきますけれども、カロリーが全部載っています。そうすると、中学生のカロリーを私なんかそのままとったら大変多いわけですから、気をつけて食べるとか、そういうふうな目安ができるというメリットがありますよね。ぜひその辺も何か工夫ができるいいと思います。

事務局

今回の計画の大きな特徴でもありますね。選ばれる都市を目指すという。そこに選ばれる事業者になるというか、そして市民もやっぱり自分たちが選ばれる、全国から選ばれる宇都宮市民だと。そう

いう気概というか、宇都宮市のステータスを上げていくことが非常に重要ではないかと思えます。

分科会長

先ほどお話があった総花的ではなく重点化していくという、そこが宇都宮らしさにつながっていく部分ですけども、やはりそこで比較的市民にアピールできる取り組みというのが出てくるといいなと思えます。

委員

健康プラン21と結構関連する部分多いですね。例えば食育。小学校、中学校は朝食の欠食者が非常に多いでしょう。今度これが成人になると、男性は肥満が大幅に増えてきてしまうのです。食生活等がめちゃくちゃなのです。その辺がやはり食育の根底の問題だと思えますよね。

分科会長

食育は大切ですね。食育の専門家のお話を伺う機会があったんですけども、もう、大人を幾ら指導してもだめだというのは、小学生をターゲットに、自分で食事づくりのワークショップなどを実施して、むしろ大人の作り方を子供が見せて、それはちょっと違うんじゃないかと指摘できるような教育をしていかないと、もう間に合わないという言い方をしていましたね。日本では第一人者だと思うのですが、足立己幸先生とおっしゃる方、女子栄養大にいらした方ですけどもね。

そのほか、さまざまな健康対策、予防対策の重点化につきまして、いかがでしょうか。

委員

よろしいですか。健康づくりに関して最近思っているのですが、特に健康に関して、保健福祉部、には健康増進課がございますよね。それと、みんなでまちづくり課との連携についてなのですが。例えば地区市民センターにも何か所かに保健と福祉の総合窓口がありますね。総合窓口にいらっしゃる方は大体保健師さんで、その所属は、みんなでまちづくり課の属する自治振興部なのですよね。一方で業務内容は保健福祉に関係なのですが、その辺の連携がとれているのでしょうか。その結果はどうなのか、また見直す必要があるのか、その辺お聞かせいただければありがたいなと思えます。

事務局

総合窓口を設置して、ちょうど5年目になります。やはりこれまでの検証や評価を踏まえて、来年度あたりからどうやってくるかどうかということ、今年からやり始めたんですけども、まだ結論は出ていないのです。来年も引き続き分析しながら、5年間の取り組みを検証することは、大きな課題であると考えております。ですから、今のご意見にありましたように、地域に根差した保健福祉を

市民と協働で展開していくために地区の拠点を持つということは、地区行政のひとつの大きな柱でもあると考えております。その拠点を本庁や各地区市民センターにおくかたちで進めてきましたが、5年がたったいま、今後どうしていくのかといくことは、大きな課題だと考えております。この課題については、来年度も引続き検討していきます。

委員

私も、現場に実際にいらっしゃる職員の方何人かに直接聞いたのです。いろいろ言いにくいこともあるようでしたが、やはり少し疑問を感じていらっしゃることもあるようで、本部の方で現場の声を直接聞いて頂くことも必要ではないかと思っております。

分科会長

ほかにいかがでしょうか。

委員

資料には、今回の未来トークとか、パブリックコメントの声の代表的なものをここに書かれたと思うのですが、それ以外のものも多少あったのでしょうか。もちろんここに書かれたことというのは、第5次総合計画の保健福祉分野においてこれを参考にするとか、重要視していくという必要があるという意味で書かれたものなののでしょうか。

事務局

まず1点目でございますが、みや・未来トーク、これは市内5カ所で実施いたしました。意見交換という時間を設けて、その中で市民の皆さんのご意見をいただいたものをここにまとめたということでございます。そのほか、アンケートのような形でとらせていただいたものがあるのですが、それはこの中には入っておりません。ですから、そのほかのものも若干あるということです。

それから、2つ目のパブリックコメントのほうでございますが、こちらは全て文章にして、掲載させて頂いております。また、今回これをお示しした理由は、これが全てということではないのですが、一般市民の方が今回の総合計画に対しまして、様々なご意見をお持ちだということで、委員の皆様にもご報告させて頂くというスタンスで、今回お示しをさせていただいたところでありまして、本日は、最後に分科会の意見の取りまとめて頂くために、素案を用意してございますけれども、まとめて頂く際にもご参考にして頂ければということで掲載させて頂きました。

分科会長

それでは、ほかにご意見等がございませんでしたら、次は「(2)の先進地視察調査の実施」につ

いて進めていきたいと思ひます。

11月20日に、3人の委員で浜松市にお邪魔をしていろいろとお話を伺ってまいりました。この場で改めて、宇都宮市で取り入れるべき考え方、あるいは取り組み方等について議論をしていただければと思ひます。

私のほうから、始めに全体をご報告させていただきます。

1カ月ちょっとたちまして、記憶も定かではなくなつたところもありますけれども、この資料に基づいていきますと、まず浜松市は政令指定都市になつたわけです。今年4月になつたわけですけれども、大変面積が広いのだそうで、これはまた都市部から山間部まで含まれるということで、これもまた大変だろうなというふうに思ひながらお話を伺ひました。

まちづくりとしては、音楽のまちづくりというふうな文化政策を積極的に展開して、その後、市のシンボルとして、アクトシティ浜松というのがつくられたということでした。この建物に入るのどこから入ったらいいのか迷つたりするというふうな感じで、ちょっとこれはどうなのかなと思ひ部分もありましたけれども、今回お邪魔したのは、ユニバーサルデザイン課という課があつて、UD化に積極的に取り組んでいるということでした。企画部に属しているそうですが、UD課の課長さんのごあいさつをいただきまして、お話は課長補佐の富田さんという方から細かく伺ひことができました。

視察内容につきまして、まずUDのまちづくりの経過ですが、平成12年に静岡文化芸術大学、この先生が関わっていらっしゃるようですが、UDに着手をしたということでした。最初は都市計画課の中にあつたようですが、この富田さんという方が実は建築関係の技術畑の方なのだそうですが、現在までずっとそのUD化の問題に関わっているというふうなことでした。

平成13年だそうですが、基本計画にUUプランを策定し、それから、同じく条例を制定しました。そして、平成15年にUDの推進に向けたいろいろな調整を行うために都市計画課から企画課の課内室に組織が移つたということで、着々と進んでいきます。その後いろいろな立場の人が参加をして、公共施設整備に着手するということがありまして、利用しやすい施設づくり市民懇談会というのを立ち上げて意見を求めながら、そのUD化に向けての整備を行つていったということです。

そして、市民、事業者との協働による浜松ユニバーサルデザインフェア、これを開催して市民意識の醸成に努めているということで、お話を伺ひて、それから本日の議論でもありましたが、いかに市民の目、事業者の目に触れるような形で施策化していくか、事業を展開していくか、その辺がなかなかうまい方法だなというふうに思ひました。私の後で感想にも出てくるのですが、UD化というと、どうしてもハード面を考えがちですが、その市民の目に触れる、事業者の目に触れるというふうなことでいきますと、ソフト面の事業を展開しやすいということがあるので、これは賢いやり方だなというふうに思ひて伺ひてきました。

各市の各課が取り組むわけですが、歩きたくなる安全・安心なまちづくりの一環として、ア

クトタワー、これは駅のすぐ隣のゾーンになるというか、続いたゾーンになるのですけれども、その近辺の整備をしたというふうなことがあります。バリアフリーの循環バス「くるる」、ミニバスというのでしょうか、これの乗り場とか、アクトタワー周辺を全部バリアフリー化して対応するというふうな形になっているということです。

それから、2つ目の大きな丸のところですけれども、ユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向けた計画策定時における市民や事業者等との合意形成についてということで、計画策定、それから条例制定に際してワークショップを実施して、検討段階から市民の参画を図ったという、これもまた大きな取り組みであると思いました。かなり当事者の参画ということが特徴的であったかなというふうに伺いました。利用しやすい施設づくり市民懇話会ということで、UDですから当然ですが、だれもが利用しやすい施設整備に向けて一步一步進めていくというふうなことで、例えば、火災報知機と連動して火災情報を伝えるパトライト、聴覚障がい者がわかるような仕組みにするとか、市役所のフロアによって性格の異なる多目的トイレを設置するというふうな形で、細かな部分にその提言を生かして施設整備が進んだというふうなことがありました。

それから、宇都宮市役所に入るときに、私はいつも駐車場から来るので階段のところを来るのですが、浜松市役所のような建物はほかにほとんどないようですが、市役所に入るのに段差が何もないのです。全くのフラットなのです。これは、通常は、雨水とか水が入ってしまうということがあって、必ず高くしてありますのですけれども、排水溝がつくってあって、全くのフラットになって、前に障がい者用の駐車場があるのですけれども、そこからは若干のスロープにはなっているのですが、車いす用のスロープとかそういうものは一切ないというふうなつくりになっていました。区役所をつくる时候にもやっぱりそういうふうな、区役所をつくる时候が最初だったというふうなお話がありましたけれども、UD化に向けて建築物を考えていくというふうな取り組みがあったようです。

それから、次のページのところでは、外部組織として審議会を設置している。専門的、客観的な立場から調査、協議、評価する組織を置いているということで、評価部会を置くことにしているということでした。もちろん庁内にもそういう組織というのがあるわけですが、お話を伺っていて興味深く思いましたのは、定点観測を行っているというお話でした。ポイントを決めて、そのところがどういふふうに変わっていったのか、いかないのかというふうなことについて、市民のアンケートがあるのと同時に、この定点観測はモニター100名だそうなのですが、そういうふうな仕組みをつくって行っているというふうなお話がありました。

それから、もう一つ、おもしろいなと思いましたのは、ユニバーサルデザイン課ができること、その課の人がその事業を担当するということが、ほかのセクションの人たちの関心が薄れるということが起きがちなのだそうなのですが、そうならないように、どの課もUD化に向けた意識を持ち続けてもらうというふうなことに心を砕いているというお話もございました。

それから、ユニバーサルデザイン市民リーダーという立場の人がいて、いろいろな事業に協力をし

ているというふうなこともありました。

また、心のユニバーサルデザイン実現に向けた取り組みということで、これもおもしろいなと思ったのですが、さまざまな人、ニーズに対して、より多くの選択肢を提供すること。そして、さまざまな人、ニーズに共通するベースを用意して、個別の要求への対応はオプションとすること。3つ目に、さまざまな人、ニーズを包含する汎用性の高いデザインを提供するというふうな、これは大変おもしろい説明だったと、この辺はヒントだなと思って伺ってまいりました。それから、学校教育とのリンテージですけれども、学習教材の提供、それから出前講座。出前講座を伺うと、余り回数として多くはないのですけれども、リンテージ、できているというところは、これからさらに発展していく可能性もあるわけで、教育委員会との連携をどのようにしていくかというあたりはやはり大きいなと思いました。

それから、教員の新採研の研修プログラムにこのUD課の職員の方が関わっているというところもいいなと伺ってまいりました。

質疑のところでは、学校の総合的学習との連携については、先ほどの出前講座でも余り数が進んではないのですが、少しずつ行われているということ。それから、関連事業の中で学習会というのが出てきていたのですけれども、市民懇話会、10人で組織して、毎年公募で選んでいて、UDの専門家集団として、市の取り組みへの意見を出してもらおうというような組織になっているようです。

それから、UDを政策に取り入れようという決断がどうかという質問をしたわけですが、これは今の前の市長さんの考え方だったということで、やはり政策としてまちづくり、人づくりの一環としてUDというふうなことが、かなり強く表明されて取り組んできたという経過があるようです。

それから、民間事業者が取り組むということについてという質問に対して、意識啓発ができる数少ない機会として土地利用協議があるというふうなお話がありました。これは、なかなかやっぱりどう進めるかというのは手探りのところがあるようですけれども、できるだけUDのまち浜松に行政とコミットしながら事業者がそれを表明していけるような取り組みを促進していくことが、今後の課題のようでした。

私ども3名の意見につきましては、まず私のものが最初にありますが、UD化のイメージとしてハード面のアプローチを描いておりました私自身は、財政面を考えると困難な事業という先入観がありましたけれども、心のユニバーサルデザイン、イコール思いやりの心。つまり目に見える不便さの不足を補うものとして、対応、サービス、心遣いに着目している。先ほども宇都宮市のおもてなしというのがありましたけれども、それにつながるところでもあるなと思います。非常に印象的でした。どこかに出かけて宇都宮に戻ってくると、宇都宮のタクシーの運転手さんって、とても怖いと、いつも思うのですけれども、そういうふうなUD化に向けた取り組み、心のバリアの部分にアプローチしていくということが大事だと。意識改革、日常生活の周辺にUD思想が転がっていることが大切だというふうに感じました。そこに着手することで、ハード面にも手をつけやすいというふうに思いました。

それから、先ほど申し上げた首長さんの政策としての思想という、これが大きい。それから、学校教育とどうつながっていくか。それから、市民による外部組織が力を発揮しているというところが非常に強みだなというふうに思いました。

それから、委員さんですけれども、従来はノーマライゼーションの考え方で、健常でない方、ハンディのある方へのソフト、ハードの両面においてバリアをなくしていこうと進めてきていますが、ユニバーサルデザインはハンディに関係なく、最初からすべての人にバリアをなくしていこうという考え方であり、例えば妊婦さんとか、小さいお子さんを連れての方とか、けがをした方とか、病気の方とか、いろんな方のことを考えると、このUDというのは本当にすべての市民の問題というふうになってくるところが重要であるということでした。

それから、委員さんですが、少子高齢社会の進行を見据えて、ハード、ソフト両面においてUDによるまちづくりを展開していると。すべての人が安全、安心で快適な暮らしができる、思いやりのある優しいまちづくりに全庁挙げて取り組んでいる。大変すばらしいと感じた。これはUD課の担当者がおっしゃっていたように、その課だけが取り組むということにならないようにというお話をしていたところが大きいなど。それぞれの課が自分のところで取り組むUD化は何かというふうな課題意識を常に失わないようにしていくという話が印象的であったなと思います。大変内容の濃いお話を伺うことができました。

他にいかがでしょうか。

委員

なかなか耳なれない言葉が大分ありますね。浜松市は、面積がかなり広いですよ。宇都宮市の4倍弱ぐらいあるのでしょうか。その中で全体にこうした取り組みを、ソフト、ハード面で進めていこうというようなことですよ。目に見える段差の問題とか、心のUD化ですとか、制度は非常にいいと思いますけれどもね。

分科会長

やはり都市部と山間部と課題が違うので、というふうなお話をしていっていただきましたね。

委員

合併しましたからね。

分科会長

その山間部の場合には、やはりコミュニケーションを充実させながら、お互いにやっぱり支え合うようなUD化の取り組みを進めており、それから、都市部ですとどうしても建物とか何かというハー

ド面に着手しなければならない課題があるとか、やはり地域特性を踏まえてというふうなお話がありました。

何かゆったりというふうになると随分まちの雰囲気は違ってくるかなという感じがいたします。建物に入るときに、みんな段差、階段を上がっていかなければ入れないというのは、何かやはり本当に実質的にバリアだなと思いますね。ですから、今盛んに使われるので余り使いたい言葉ではないのですけれども、UD思想の露出というような、見える形で、気づく形でという何かそういう仕掛けが必要なのではないかという気がしましたね。お金をかけなくてもできるものとお金をかけないできないこととがあるわけですが、それを一緒にするとやっぱり取り組めなくなってしまう。ですから、別に分けて考えてもいいのではないかというふうな感じが今回強くありました。

委員

ほとんど今の報告がすべてであろうと思うのですが、やっぱり全庁挙げてというこの取り組みが功を奏しているのだらうと思うのです。やはり市長、これから副市長のリーダーシップであると。副市長を本部長とした組織で推進しているという、トップマネジメント体制。これから宇都宮も副市長が2人になりますね。そういった意味で、先ほど宇都宮らしさというのをどう表現していくかというのは、市長、副市長のリーダーシップということが非常に大事だなということを感じました。

特に今回、子ども部ということで、来年度新体制がつくられますが、そういう子育て支援という、少子高齢化の中の少子化対策、それに全面的に体制を強化して、子ども部ということで編成されますので、その辺が非常に期待できるところかなと思います。子ども部の編成概要はどのようなのでしょうか。

事務局

おおよそ現時点で構成としては、基本的には今ある児童福祉課を中心として、子供というのが一応小中学校ではなく、18歳、高校まで入れますので、それから35歳まで入る青少年関係、教育委員会の生涯学習の子供関係です。また、小さいときから障がいを持つ子どもへの早期の対応、療育訓練など、そういったものを全体としての子供という中に捉えております。そういった内容のものを、それぞれ、ある程度セクションで分けてやっていこうと考えております。

委員

すばらしい取り組みだと思いますね。

分科会長

生涯学習の領域も幅広いですけれども、生涯学習というと、どうしても大人が対象という先入観、皆さんあるのですけれども、子供もれっきとした市民権を持っているわけで、生涯学習の対象にする

べきだと、いつも思っているのですが、楽しみにしたいと思います。

それでは、3つ目の議題に入ってまいりたいと思います。「主な重点事業の概要について」ということで、これまでの審議会での審議などを踏まえて、重点事業なども含めて計画概要がつけられているのですが、総合計画に盛り込む予定である重点事業のうち、新たに、または特に重点的に取り組むもの、そういったものについての説明を受けたいと思います。

課題解決にふさわしい内容であるか、踏まえるべき視点はどうかというふうなことについて、ご意見をいただければと思います。

それでは、事務局からお願いします。

事務局

それでは、資料3の主な重点事業の概要をごらんください。これまでの分科会での審議などを踏まえて、現在、検討している重点事業の内容について説明いたします。

まず、「健康づくり推進体制の整備支援について」でございますが、この事業は、基本施策、保健医療サービスの質を高めるに位置づける事業といたしまして、事業の目的、必要性にございますように、市民がライフステージに合わせた健康づくりに取り組み、健康増進が図られるよう地域の健康づくりの核となる人材を養成し、健康づくり推進を支援することを目的とするものであります。

事業の全体概要でございますが、イメージ図のまず中央にありますように、健康づくり推進委員の養成と啓発を継続して行い、推進組織を市内39地区で設置することを目標に地域の核づくりを行ってまいります。また、この核づくりと並行して各種の健康づくり実践活動への支援を行ってまいります。実践活動の主な事業といたしましては、イメージ図にありますように、健康づくりのための体操やウォーキングなどの実践、テーマを決めた調理実習、健康診査の受診の呼びかけ、地域イベント等への参加、市主催の保健事業への協力、生活習慣病予防に関する講演会の開催等に取り組むものであります。

スケジュールといたしましては、地域における健康づくり活動は平成13年度、モデル地区での試行を経て、平成15年度から健康づくり推進委員を核とする活動を展開し、これまでの推進委員の養成と活動の展開をしてきたところでありますが、今後も継続して実施し、事業を充実してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、「心のバリアフリーの推進について」ご説明いたします。この事業は、基本施策「都市の福祉力を高める」に位置づける事業といたしまして、市民が高齢者や障がい者に対する思いやりの心をはぐくむことができるようなさまざまな機会を設けることを目的とするものであります。

事業の全体概要でございますが、目に見える道路の段差などのバリアとか、目に見えにくい制度的バリアや意識上のバリアなど、さまざまなバリアの解消を図るために、市民一人一人の心のバリアフリーを推進し、だれもが暮らしやすいまちを目指し、広報紙を活用した情報提供を初めとし、福祉の祭典の開催や福祉都市宣言の周知など、啓発運動や周知に取り組むものであります。

スケジュールといたしましては、今年度からの市民福祉の祭典の毎年度開催、充実、また平成20年度には心のバリアフリーパンフレット等を作成し、家庭、学校での教育の場でも活用していくことを考えているところであります。

次に、4ページでございます。3の地域保健福祉体制の充実についてご説明いたします。この事業は、基本施策「都市の福祉力を高める」に位置づける事業といたしまして、市民が身近な場所で保健福祉に関する総合的なサービスを受けられるように、サービス提供体制の整備や情報の管理システム等の整備を推進することを目的とするものであります。

事業の全体概要でございますが、事業イメージの欄に主要な事業の1つであります、災害時要援護者登録制度の概念等を記載しておりますが、これとあわせてポイントを説明させていただきます。地域の拠点である3カ所の地区市民センターの保健と福祉に関する相談窓口を活用し、保健、医療、福祉サービス体制の総合化を推進するとともに、地域の中核拠点である地域包括支援センターの充実、またひとり暮らし高齢者の安否確認を行うひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステムや、イメージ図にありますように市民の個人情報に配慮した上で要援護者の情報を地域で共有する災害時要援護者登録制度の活用を推進し、災害時要援護者の支援体制の構築などに取り組むものであります。

スケジュールといたしましては、現在展開している各種事業について今後とも継続して実施、充実してまいりたいと考えているところであります。

続いて、5ページでございます。4の介護予防の推進についてご説明いたします。この事業は、基本施策「高齢期の生活を充実する」に位置づける事業といたしまして、地域における介護予防を一層充実させ、要介護高齢者等の減少を図ることを目的とするものでございます。

事業の全体概要でございますが、この事業は介護予防の拠点あります地域包括支援センターの機能効果を図り、介護予防についての普及啓発や地域の実情に応じた介護予防事業プランの作成、実践に取り組むものであります。

スケジュールといたしましては、平成21年度よりセンター機能の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、5の「高齢者総合相談機能の充実」についてご説明いたします。この事業は、「高齢期の生活を充実する」に位置づける事業といたしまして、団塊世代を含めた中高年世代の知識や経験をまちづくりに生かすとともに、健康で生き生きと暮らすことができるよう支援をしていくことを目的とするものであります。

事業の全体概要でございますが、この事業は平成20年度より福祉分野を含めた地域活動や生活設計、就業や起業、研修、資格取得等の相談に対応する高齢者総合相談機能の充実を図るものでございます。

スケジュールといたしましては、今年度事業内容を検討し、平成20年度より機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。6の「就労支援事業の充実」についてご

説明いたします。この事業は、基本施策、「障がいのある人の生活を充実する」に位置づけている事業といたしまして、事業の目的、必要性にございますように、授産品の販売促進を図るとともに障がい者の就労体系、訓練の機会を核とし、一般就労する際の雇用体制の整備等により就労を支援し、障がい者の自立、社会参加を促進することを目的としているものでございます。

事業イメージの欄をごらんいただきたいと思いますけれども、ポイントをちょっとご説明させていただきます。上段の方の矢印の流れは一般就労の方の流れをあらわしております、一般就業の適正、基礎マナーの習得から職場見学、実習、求職活動、職場定着、就職という一般就職の流れが1つございます。

また、下の方の流れでございますけれども、こちらは福祉的就労の流れをあらわしているものでございます。福祉的就労から就労しながら、その途中で一般就労になったり、また一般就労からなかなか適合しなかったり、うまくいかなかったりということで福祉的就労にまた戻るといような、そういう繰り返しがいろいろございまして、障がい者の方の就労に関しましては、さまざまなこういう行ったり来たりの形式があるということで、イメージとして記載したものでございます。

中ほどの事業の全体概要でございますけれども、矢印のほうで主な事業を記載してございますけれども、店舗事業の支援や販売拡大の支援を行う授産品の販売促進、それから特別支援学校の生徒さんを対象とした職場実習体験の場を確保します障がい者インターンシップ事業、そしてジョブコーチ支援事業。このジョブコーチ支援事業につきましては、全体の下の方にちょっと解説をさせていただきますけれども、障がい者の就労の安定を図るために事業所にジョブコーチという方、援助者なのでございますが、こちらを派遣しまして、障がい者や事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行う方でございます。そういう派遣の支援を行う、こういう事業に今後取り組んでまいりたいと考えております。

スケジュールといたしましては、来年20年度から事業実施を検討してまいりまして、21年度から事業実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、10ページをお開きください。7のきめ細かな保育サービスの提供についてでございますが、本事業は、基本施策、「愛情豊かに子供たちをはぐくむ」に位置づける事業といたしまして、多様化する保育ニーズへの対応や増加傾向にある待機児童の解消のため、多様な保育資源の活用促進やニーズに対応した保育サービスの充実により、安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことを目的とするものであります。

事業の全体概要でございますが、事業イメージの欄に概念図を記載しておりますので、これとあわせてポイントを説明させていただきます。表を縦に2つに分かれておりますけれども、表の左側に記載しております多様な保育資源の活用促進につきましては、平成18年10月から制度がスタートいたしました認定こども園の設置促進や、補助制度の導入による事業所内保育施設の設置促進に取り組むものであります。表の右側に記載しておりますニーズに対応した保育サービスの充実につきましては、

長時間延長保育や休日保育など特別事業の支援の拡大や保育士等の資格者が少人数の低年齢児を扱います家庭的保育事業の導入に取り組むものであります。

スケジュールといたしましては、事業者内保育施設の設置促進策と家庭的保育事業につきましては、平成20年度からの事業の実施を予定しております。また、その他の取り組みにつきましても計画的に実施してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、12ページの地域防犯ネットワークの構築についてでございます。事業の目的、必要性でございますように、地域で行われております防犯活動を効果的、継続的なものにするを目的としたものでございます。

事業の全体概要でございますが、防犯ネットワークの構築ということで、地域で活動する自主防犯活動団体の支援、市と地区間において情報の共有化や連携等が促進されるようネットワークを構築し、それを活用した防犯施策を展開するものであります。

また、スケジュールといたしましては、平成20年度までに市内39地区で構築を目指す計画としてまいりたいと考えておるところでございます。

主な重点事業の概要についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

分科会長

ありがとうございました。

非常にたくさんありますので、必ずしも順番どおりでなくても結構ですけれども、ご意見のあるところから、どうでしょうか。健康づくり、いかがでしょうか。

健康づくりのところでウオーキングという、通勤で123号線を毎日通るのですけれども、宇大の工学部の陽東キャンパスの近くの123号線で、お年は60代後半ぐらいでしょうか、よく見かけるのですけれども、健康づくりのために後ろ向きで歩いている方がいらっしゃるのですけれども、かなり排水溝のふたがでこぼこしたり、それから自転車が行き交うところなのですよね。そこを歩いているので、その方は障がいを持っている方ではないのだけれども、何かそういう、ぶつかったら危ないなど、いつも思いながらなのですけれども、陽東キャンパスが近いのだから、ああいうところにコースをちょっと提供してもらおうとか、市と大学でタイアップして。これだけ一周するとどのくらいとか、そういう可能などところを見つけるというのはどうかななんて思いながら見かけているのですけれども。

事務局

今まさにそれをやろうとして、モデル的には役所周辺で、役所の職員がみずから歩いて、全庁掲示板に掲げまして、動こうという、体を動かそうという取り組みを始めました。1週間に通常23EX運動量が必要だということで、健康を維持するためにどうやって目標をたてて取組んでいくか。それで、いろいろチャレンジをして、仕掛けていくということを考えております。

分科会長

宇都宮大学の峰キャンパスは遊歩道があって、一周するとどのくらいとかという表示がついているのです。私は、そこもいいけれども、峰キャンパスで言えば、一番南の陸上競技場というか、グラウンドの周辺。あの辺でしたらにコースがとれるだろうし、清原台の方だったら、うちの大学でコースがとれるのではないかと。

委員

あそこは公園がありますからね。私も歩きます。

分科会長

だから、そういうところをできるだけ市と連携できるところを開拓してつくっていただくといいかなと思うのですが。

委員

私のお願いとしては、例えば今言ったように、歩いたりすることで健康にはいいわけですが、例えば半年なり1年後に、やる前とやった後、その本人がどんなふうによくなったのかがわかるような、そういう方法にできると、やった人の実感として、よくなったからもっとやってみようとなるのではないかと思うのです。ただ、やるだけでいいから、というようなこともあるかもしれないですけど、その辺の取り組みが必要かなというふうに思っているのです。

事務局

医療制度改革がありまして、いずれにしてもそういうメタボリックシンドローム等を含めて、健診とか予防のための取組みを行う中で、自分で運動やっていて、健診結果を検証する仕組みというのは確かに必要で、できるだけ本人にわかってもらうように行政が仕掛けていく必要があるかなという気がしますね。

委員

やはりウォーキングとか軽スポーツですか、地域にある公園の利用というのですか、この活用、これが非常に重要だろうと思うのです。ですから、最近、一部今度公園の中には健康器具などが置いてあるところもあるのですよね。そういったことの活用と、それから、当然地域の中に空き地があれば、その空き地の利用とか、高齢者が生涯にわたるスポーツ活動ができるように、いわゆる場所の提供、その辺がやはり大事ではないかなというふうに感じます。

事務局

これをずっとやると、さっき言った1EXになりますよね。大体20分ぐらいの徒歩が1EXなのですね。ですから、そこら辺をうまく目標にして、自分でどのくらいやるかという目標を持って、わかりやすく取り組みやすくするという、これが行政としてこれから運動を広げるための一つの大きな仕掛けづくりかなという気がします。

委員

それから、あと食生活改善推進委員の地区、実際に地区というのはこれはどうなのですか。豊郷あたりは有名みたいですが、全体的にどうなのでしょう。。

委員

確かにこれから健康診断については、保健指導とかいろいろ入ってきますので、そういう運動のところ、必ずしもそんなお金かけてジムに行かずに幾らでもできるのですよね。なるほどなと思いました。特定健診と、今度何か特定保健指導事業、来年の4月からやらなくてはいけないですが、予防の意味で運動するにはお金をかけなくてはいけないかなと思ってはいたけれども、そんなことせずにも、できることは幾らでもあるのですよね。やっぱりこういうことは広めなくてはいけないかなと思いますけれどもね。

分科会長

そういうコースというか場所が、いろんなところに点在するようになると、やっぱり年齢を超えて地域の人たちが会える場にもなるかもしれませんよね。

委員

1人ではなかなか難しいからね。仲間ができればいいですよ。

分科会長

それから、心のバリアフリーの推進なのですが、やはりバリアフリーという言葉でいきますか。

事務局

そうですね。目標とするものは、だれに対しても、だれにとっても優しいまちづくりなのですよ。だから、現実的に今、言葉として表現すると、心のバリアフリー、それがユニバーサル、すべての人に優しい気持ちが醸成されるのだよという方がわかりやすいのではないかと。

分科会長

そちらでいきますか。私は逆に、バリアフリーということそのものが、もうバリアをそこに想定しているというふうに、多くの人はバリアというのはあるのだという前提からスタートするような気がするのです。ユニバーサルデザイン課という課を置いているというのは、もちろん浜松だけなのですが、国際的には、「バリアフリー」という言葉を使わなくなって、もう十数年たつでしょうかね。ユニバーサルデザインという言葉が主流になってきて、その事業、いわゆる行政が取り組む場合とか何かを事業化する場合には、バリアという言葉がどうしてもまだ主流なのかもしれませんけれども。私の場合は心理学なのですけれども、障がい者心理学の領域では、やはり思想としては、かつてはノーマライゼーションという言葉が使われたのですけれども、それにかわって、むしろバリアフリーは使わないでユニバーサルデザインでいくというふうな傾向なのです。ですので、ここは検討を必要とするところだろうと。決断するのはちょっと勇気が要るのかもしれないと思うのですが、これからつくる、これから取り組む事業というふうに考えたときにどうだろうかと。

事務局

ユニバーサルデザインというか、それはこれからのまち全体の宇都宮の目指すべき方向として、必要かと思うのです。ただ、そこに向かう手法としてどうするか、やはりそこに達成するために心のバリアフリーが市民にとってはわかりやすいかなと思っているのですけれどもね。ユニバーサルな心というか、それをスタートさせるという意味合いもあるかもしれないのですけれども。

分科会長

これは、ちょっとよく検討していただきたいと思うのです。バリアフリーと言うから、やっぱり高齢者とか障がい者などが出てくるのです。けれども、先ほど言ったように妊産婦の問題とか、それから子供連れの人たちの問題とか、それから一時的に病気とか、けがになった場合とかというふうに考えると、それすべてにとってのユニバーサルデザインという。浜松に行ったからという意味ではないのですが、新しく取り組むというときに、心のバリアフリーでどれだけアピールできるかなと。実は心のバリアフリーというのは、もう本当に最後の最後に残るところなのです。だから、これを実現するというのは容易ではないのですよね。

委員

やっぱり長い歴史の中で、例えば障がい者とか、そういう方たちに健常者、バリアを持っていたことは事実だと思うのです。それは障がい者自身の方もバリアを持って、ちょっと引っ込んでしまおうとか、表に出ないとかいうことがあったでしょう。それをなくしていくということですから、バリアというのは、高齢者、障がい者、それから今言った妊産婦。外国人に対してもそうなのですよね。外国

人に対しても、特に今、宇都宮は外国人が増えつつあるし、私が住んでいるところは10%いるのです、今。清原ですが。だから、結構いろいろ、そういう人に会うというところに住んでいますので、やはりそういうバリアをなくす取組みを進めていくためには、長い年月、ずっと来たのですから。教育委員会巻き込んで、幼稚園児から共生を、ある程度教育の中に入れて。例えば幼稚園の幼児が障がい者がいる学校とか施設へ行くとか、お互いに相互に行き来するとか、教育をしなくてはいけないのではないかと思うのです。逆に、親御さんの中で障がい者の人と遊んだりすると、あの子と遊ぶなどかと言う親も事実いるのですよ、現実に。親自身がバリアを持ってしまったのですから、子供の教育なんて無理なのです。だから、幼児教育と同時に、そういう家庭教育、社会教育などもちょっと何か方法を考えてやっていただいた方がいいのかなと、私は思うのですけれども。

事務局

やり方は、まさに委員さんおっしゃるとおりだと思うのです。これから、そういう指導も具体的に市が仕掛けていく必要があると思うのです。実際、こども発達センターがそうですが、障がい児と健常児の保育交流を実現した西部保育園、もう一つは、わかば・かすが園など障がい児の施設、こういう事業を含めて、小さいときから垣根のない仕組みを、現在つくっているわけです。それを一般化していくということで、家庭にも地域にも広げていく、そういうやり方を今進めているところです。ただ、その場合、やっぱり打ち出しの心的バリアフリーでもって広げるか、それともユニバーサルというのを前面に押し出してやっていくのか、ちょっとここでは結論が出ないですね。検討すべき課題かなと思います。

分科会長

私がちょっと一石を投じたいと思ったのは、いわゆる狭い意味の福祉。福祉行政における取り組みということになると、まさにバリアフリーなのですよね。けれども、ユニバーサルデザインとなったときには文化を含む、もう少し広い意味の福祉、広義の福祉になる。そのどっちに行くのかだと思うのです。これでいくと、先ほど言ったように子供とか妊産婦は入ってこないのだけれども、よく卒業生が、おなか大きくなって会いに来たりすると、学校の前の道路がこんなにでこぼこだとは気がつかなかったなんていうふうなことを言うのです。おなかが大きくなってみて初めて気がついたというふうなことを言うわけですが、やはりそのところをどう舵をとるかということは、検討していただけるとありがたいなと思います。

先ほども申し上げたように、その全庁的にどこの課の事業というか、行政的な課題にも関わってくるようなということですよ。そうなったときには、狭い意味の福祉関連課だけの取り組みではなくて、もっと広く、学校教育の問題が出てきましたけれども、いろんなところに関わってくる取り組み、であり、事業展開がむしろしやすいのではないかという気がしましたけれどもね。

ノーマライゼーションが日本で定着せず、北欧で定着して発展したのは、ノーマライゼーション法という法律があるからですね。その法律ができる前は、デンマークにしる、スウェーデンにしる後進国と全く変わらなかったわけですが、その法律によって障がいがあるという状態は、障がいがこの障がいであるかというのではなくて、特別なニーズを持った人たちというとらえ方をするのだと。だから、病気の時には特別なニーズを持った状態というふうに判断するとか、そういうふうな法律で決められたからそれだけ発展したわけです。その点で少しご検討いただけるといいと思います。

事務局

そのことは、健康福祉と、うちのほうの分科会だけの事業なのですかね。その事業の起こし方がなとも含めて少し検討が必要かと。

分科会長

宇都宮らしさを発揮していただいて。

ほかにいかがでしょうか。

地域包括支援センターのあたりはよろしいでしょうか。

老老介護の問題も年々深刻になってきていて、地域とのかかわりが日常的に余りない世帯ですと孤立してしまうということがあって、民生委員さんとか、いろんな方の役割って、やっぱり難しくなっているでしょうけれども、大きいですね。その辺の連携というか、ネットワークづくりはどういうのでしょうか。

委員

今、自然災害、特に栃木県、宇都宮、地震というのはほとんどないですからね。けれども、地震というのはいつ起こるか。例えば神戸、淡路なんていうのは、大体余りないだろうと言われたところが突然起きたわけでしょう。今の状態で、少子高齢、それとみな核家族で住んでいる、恐らく班内、15軒か20軒あると思うのですが、その家族構成、ほとんど私自身も知らないのですけれどもね。例えばひとり住まいのお年寄りがいたとするでしょう。そういう人は、1人で住んでいるか、2人で住んでいるかわからなければ、何か起きたときに手当てできないですね。それは個人情報の問題もあるけれども、そういう点、どうしていったらいいのかと思います。

よく私、うちの方の理事会なんかで言うのですが、困らなければだめなのだねと。何かあれば、我々助け合うのだ、でも、それでは遅いのだよと言っているのです。まるっきりない時に、あった時のことを考えてやっておかなければ。それはなかなか個人情報が特にうるさくなって、私に言わせれば、個人情報がひとり歩きしている嫌いがちょっと見えないでもないのですが。

分科会長

保護法がという意味ですね。保護法がひとり歩きという意味ですね。

事務局

まさに、関東特に栃木、宇都宮あたりは少し危機感が薄いというところがございますが、身近な事例として、新潟とか神戸とかいろいろ災害等ございましたので、そういったことを教訓に、今まさに災害時要援護者対応のマニュアルを策定し、そのマニュアルに基づいた支援全体の整備というのを今進めているところでございまして、地域の方々とともに、やはり高齢者、障がい者等を、有事の際には避難所にいち早く一緒に連れていってもらおうという形の取り組みを進めているところです。個人情報の方は、本人からの同意をいただいて同意書をももらった上で、地域とともにその情報を共有しながら、地震とかそういった大きな災害があったときには、とにかく隣のおばちゃん、あなたが一緒に避難所まで連れていってねという制度を今つくり始めているところで、11月の末に本人あてに手紙を送って、今少しずつ返ってきているところでございまして、引き続きこれにつきましては20年度も、いわゆる地域と一緒に手を組んだ支援体制を整備してまいりたいというふうに思っているところです。

委員

福祉マップみたいなね。高齢者の福祉マップとか、それからそういう施設の福祉マップとか。何か西方町でしたか、あそこでは福祉マップをつくったとか、つくらないとかとちょっと聞いたのですけれどもね。

事務局

福祉マップについては、いろいろと問題もございますが。

委員

そうですね。問題も確かにありますよね。

事務局

要するにマップよりも、まさにその地域のコミュニティーであります、隣の人をいち早く一緒に連れていってくれという、そういうシステムを、まさに今作ろうとしておりまして、それで災害時には対応できるようにしていこうと取組んでいるところであります。

委員

コミュニティーが今崩壊してしまっているのです、その辺のコミュニティーの構築をどうしたらいい

のかが問題ですよ。

民生委員さんがいろいろ調査に行くと、うちに来ないでくださいと。うちのうちでやると言っているのだから、人に迷惑かけませんからと。そういう家庭も結構あるらしいのです。

委員

あると思いますね。

分科会長

災害時の被災者支援で相談体制をどう構築するかというときに、これは日本臨床心理士会の方で被害者支援とか被災者支援に対応するということから出てきた話なのですが、窓口を設置してもだめなのですよ。そばに行って、いかがですかという日常のおしゃべり中で、体の調子、どこか悪いところありませんかというふうなところから、困っている、実はこういうわけですねという相談が出てくるので、窓口を置けばいいというものではないのだというのが、あちこちから教訓として出てきているのですけれども、やっぱり日常的なコミュニケーションがないと、やはりそれが個人情報であるとか何とかというふうな話になってしまうのでしょね。

委員

まさに今会長言われたように、日ごろからつき合いというのですか、近所のつき合いが重要ですよ。まさに本市が、この災害時要援護者マニュアルを策定して、そしてそれに基づいて、今、取り組みをスタートされたということは、これは多分栃木県では一番最初の方でしたよね。先駆けではあるのです。そういう意味では非常にいい取り組みであろうというふうに思っています。今ちょうどスタートしたばかりですので、どこまで進んでいるかはこれからの課題なのですが、いかにそれを掌握するかということがまず大前提であろうと思うのですが。

分科会長

ほかにいかがでしょうか。

委員

関連しまして、その地域包括支援センターの機能強化というのですか、これは介護予防にも関わってくるし、今言った地域福祉にも関わってきますが、確かに地域包括支援センターは、この要になってくだろうというふうに私も実感していますが、この機能強化という具体的な意味で、今度どういう機能強化を図っていくのでしょうか。これでいくと、恐らく人的な機能強化とともに、市がその支援センターにどう支援していくか。財政面も含めてですね。その辺は機能強化というのはどういうふ

うな角度で強化していこうとして考えられておられるのか、お聞きしたいのですけれども。

事務局

今、介護保険制度の中に位置づけられている地域包括支援センターになっていますので、いわゆる高齢者対象というのは今現状の内容でございまして、そういう中で高齢者等の様々な相談に応じられる、あるいは介護予防マネジメントをしていく。地域と連携をして、例えばひとり暮らしネットワークシステムの構築とか、もちろんこれは当然地域包括支援センターだけですべてうまく話ではございませんで、民生委員なり地域の自治会なり、いろんな方と連携していく中で高齢者が地域で安心して生活できるような状態にするための中核の機能、役割を担っていくというところでございます。

この地域包括支援センターの充実、機能強化ということになりますと、まさにこれから非常に大きな役割といいますか、重要になってくるのは介護予防の問題ですね。これをさらに強化していかなくてはならないというところもございます。そういった役割をどんどん担っていただこうと。そうすれば、当然地域の実情をよく把握しているのが、実は地域包括支援センターだからこそ、そこで可能なものを展開していただけるという考え方もございますので、そういった、いわゆる人的な部分を含め、さらに事業も含めて、その機能の強化というものを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員

そうですね。まさにおっしゃるとおりですね。例えば、そうすると今現在、市内でたしか21でしたっけ。

事務局

25です。

委員

その数をふやすという意味の機能強化ではなくて、それは25のままでいくと。それで、その中の人的、または事業面での強化を図っていくという考え方で進むわけですね。

事務局

地域包括支援センターの前身というのは、在宅介護支援センターということだったです。厚労省の方では、やはり現場でそういう地域が抱えるいろんな介護予防含めて、障がい者問題も含めてなのですけれども、排除せずに、その地域から弱い人たちを排除しないという考え方で包括していこうということで、こういう名称に変えていったのです。だから、在介支援センターから、本来は介護予防だけではなくて、ほかのいろんな福祉ニーズ、サービス、こういったものを展開していかなくてはなら

ない施設なのです。今はちょっと介護予防に特化してしまっている部分がありますけれども、そういった点で、やっぱり人的支援とか財源支援。今後は拠点の数は増やさないですけれども、そういった中身を充実していくという、これが大きな課題です。

委員

今の地域包括支援センターは、地域内の高齢者、障がい者、それからあとは軽度、介護度1とか、そういうことはある程度把握しているのですか。把握はなかなかできない。

事務局

ある程度把握している。といいますのは、実は例えばひとり暮らし高齢者の実態把握を民生委員さんにまず第一番にお願いしております、それから上がってきたデータ全部、地域包括支援センターに委託しています。さらに、二次調査等。主にひとり暮らしでも、見守りが必要な世帯なのかどうかという見きわめも地域包括支援センターにやっていただいていますし、本人が同意すれば地域による見守りが開始されるのですが、本人が拒否された場合は、これは実は見放さないで、地域包括支援センターが訪問してチェックをするというシステムをとっていますので、とにかく地域の実情はすべて把握してもらうような流れで今事業を進めさせてもらっているところでございます。

分科会長

ほかにいかがでしょうか。

6の就労支援事業の充実のところ、一般就労コースと福祉的な就労コースという、授産品の販売促進、とても大事な事業だと思いますが、具体的には何かイメージというか、あるのでしょうか。

事務局

現在は、3施設が共同で一条中学校近くに、「おみせやさん」という店舗をやっていただいて、支援しているのが1つです。それから、もう一つ、今年始めて、今モデルでやっておりますけれども、BDFのてんぷら油、食用油の回収ですね。バイオディーゼルに転換するというので、こちらもやはり3施設の方で共同で事業が始まったところで、現在やっているのはこのような取組みなのですが、やはり工賃もなかなか福祉作業ですと上がらないということもありますものから、どのような授産品を扱っていくのか、そういう研究なども含めて、とにかく工賃を引き上げて、自立に向けてやっていけるようなものを、今後検討していきたいと考えております。また、独自の商品みたいなのを開発していきたいですね。

分科会長

独自の商品。泉が丘福祉プラザでしたっけ、パンやっていますよね。学校にも時々出入りしているみたいですが、なかなか買うというのが大変なのです。でも、空き店舗なんかで、やっぱりそこに行けばどこそこの何を売っているよというふうなまちの活性化に便乗できるような、そういう、結構人気の商品ってありますよね。そんなことができるといいなと。シャッターが閉まっているお店があるわけだから、それを活用するような事業ができるといいなと思うのですけれども。

時間も押してきましたが、いかがでしょうか。ほかにありませんでしょうか。

認定こども園については、宇都宮市はさくら幼稚園1園ですよ。初めてのケースなのでしょうか。あそこの認定こども園。

事務局

さくら幼稚園というところでやっているのですが、幼稚園型という形で、年齢を今3歳以上のお子さんに限ってということをやっていますので、働いている保護者の方等、そうでない方も含めて、時間を区切っているわけですが、低年齢児を受け入れるとか、そういう部分まではやっていないという効果としては、それが全体に広がるような部分までは至っていません。

分科会長

3歳未満児を対象にしてくれるところが手を挙げるといいのですけれどもね。

事務局

そうですね。そういった意味では、保育所と幼稚園の連携型とか、幼稚園型の中でも低年齢児を預かってくれるような園できてくれば、市民の方も非常に利用しやすい面が出てくるのかなというふうに思っています。

分科会長

認可は県内ですよ。

事務局

県内です。

分科会長

あれ無認可型が出てこないことを願っているのですけれども。

事務局

県の方でも、私ども協議させていただいたのですが、幼稚園型というような形になって、施設そのものが認可外の施設の扱いになりますけれども、基準をできるだけ、認可保育園なり幼稚園の基準になるような形で基準をつくりますので、質が落ちないような形で進めていければなというふうに思います。

分科会長

認定こども園の場合には質の問題が最終的には問われますので、よろしくお願いします。

ほかに。

委員

3番なのですけれども、福祉協力員になりますけれども、福祉協力員の活動がいま一歩かなという感じがするのです。現状で清原地区の福祉協力員の場合を見ても、年1回、ひとり住まいの高齢者に弁当をつくるときに手伝うだけなのです。そのほかほとんど、残念ながら活動していないのです。ほかの地区の福祉協力員さんはどうなっているのか。民生委員さんはそれなりにやっつけらっしゃるように見受けるのですが、福祉協力員の方、人数は結構いらっしゃるようですが。大体、50世帯に1人ぐらいでしょうか。けれども、実際の動きはほとんど名前だけというような感じに見受けられるのですが。その辺の連携強化という点でどのように今後考えておられるのか、伺いたいのですが。

事務局

社会福祉協議会の方で地域にお願いして協力員制度ございますが、委員ご指摘のとおり、場所によっては名前だけというところも実はございまして、この辺、社協の方も頭を痛めていまして、地域福祉を今後展開していく時には絶対に必要な方々でございまして、もっと活用といいますか、取り組み内容を充実させていくという必要がございますので、さらに一緒になって、その辺を活用できるように考えていきたいなと思っています。

委員

人数がないところも結構あるように聞いていますのでね。

分科会長

取り組んで何か成果があったり、充実感が得られたりすれば、またそれは活性化していくのでしょうけれども、ぜひよろしくお願いします。

委員

12ページの地域防犯ネットワークの中に地域防犯活動支援補助制度の実施というのが来年度から予定ということですが、この確認なのですが、1つは今の地域の防犯パトロール隊等への補助金制度というふうに考えて、これは一律でお金を補助していくのか。それとも、その活動内容を見て、人数とか活動の内容によって金額が変わるのか、その辺どうなのですか。

事務局

現在のところは一律補助を考えています。

委員

そうすると来年度までに市内39地区で構築ということは、今現在、何地区まで。

事務局

現在、11月から39地区を対象に地域の連合会、まちづくり組織の代表者の方々を対象に説明会を開催しております、本日も夜ございますが、それを入れて31地区に説明に入っているところでございます。年明けにも実施する予定でして、既にできているところもございますが、大体今年度中には恐らく25から30地区、さらに、20年度上半期ぐらいには全地区立ち上がる、こういう計画でおります。

委員

わかりました。

分科会長

では、よろしいでしょうか。

たくさんご意見をいただきましたけれども、時間が大分押してまいりましたので、少し急ぎたいと思いますが、事務局の皆様にはどうぞ再度ご検討いただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4番目です。分科会審議結果の取りまとめについてに入りたいと思います。これまでさまざまな課題認識、あるいは今後の取り組みの方向の審議、効果的な取り組みを調査するために先進地にお邪魔したり、さらに分科会でいろいろな審議結果をまとめていくということになるわけですが、そのたたき台というのが資料4になるのでしょうか、これに基づいて事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

資料4とあわせて別紙のほうをごらんいただきたいと思います。当分科会におきましては、今まで

8月1日の審議会設置以来、当分野における課題認識や取り組みの方向性等に関して、審議、先進地視察調査を行っていただいたところであり、その間、事務局といたしましては、審議会のご意見などを踏まえながら検討を行うとともに、それらをもとに地域ごとの対話集会やみや未来トーク等を行うとともに第1次案となる計画概案を作成し、パブリックコメントを行い、市民の皆様からのご意見をちょうだいしてきたところでもあります。この計画概案に対しましては、協議までの時間が限られていることもございますので、委員の皆様にも書類にてご意見をちょうだいたしたところでもあります。

資料4にございます審議結果報告案は、これまでの分科会会議のご審議や計画概案に対する意見のうち、健康・福祉・安心分科会に関するものなどを取りまとめ、分科会長さんと協議の上、案としてお示しさせていただいたものであります。

1の保健医療サービスの質を高めるから図面のほう、6番の日常生活の安心を高めるまで、事業施策ごとに審議結果案を示させていただいています。

次に、別紙2のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、まず(1)の今後の進め方についてであります。 (1)の事業計画に係る審議についてでございますが、分科会での審議内容、先進地視察、概案への意見の3種類のご意見をベースに審議結果報告案をお示しさせていただいております。分野別計画の重要事項をご審議いただいております当分科会の審議結果につきましては、この3種類のご意見をもとに本日お取りまとめをいただき、来年1月16日の第3回全体会議で分科会長よりご報告いただきますとともに、最終的には1月29日にちょうだいいたします答申案に反映されることとなります。

なお、2ページのほう、(1)にございますが、分野別計画に対するご意見のうち、当分科会の所管分野以外に関するものは、その一覧に記載されております。これにつきましても、審議結果報告書に反映するかどうか、本日ご審議いただきたいと考えております。

次に、今回の当分科会の審議ではございませんが、各協議の基本構想に係る部分でございます。将来の宇都宮像に関するご意見等につきましても、分野別計画へのご意見と同時に紹介しておりますが、基本構想に係る全体会議での審議内容、また計画概案の基本構想に対してちょうだいいたしますご意見とあわせて、来年1月16日の第3回全体会議にてご審議をいただきたいと考えております。その結果を踏まえ、基本計画案にかかわる審議結果とあわせて、最終的に答申書として決定していただくものと考えております。

審議結果及び別紙に関する説明は以上でございます。

分科会長

それでは、まず「1. 保健医療サービスの質を高める」について、健康づくりの推進については身近でできる地域の健康づくりの場を確保していくことが重要。「2. 都市の福祉力を高める」についてということで、バリアフリー、先ほどいろいろありました。そして、福祉施設の充実について、小

規模多機能型施設など地域に密着した小規模な高齢者施設を整備していく。保健福祉サービス基盤と支援機能の充実については、成年後見制度と権利擁護事業の充実を図る。「3. 高齢期の生活を充実する」について、高齢者の自立促進について、尊厳、尊重のための成年後見制度の権利擁護事業の活用促進、高齢者の生きがいがづくりの充実、生きがいを持って生涯健康で過ごすための効果的な健康づくり、介護保険事業の充実、ケアマネなど全体の資質向上を図っていく。それから、「4. 障がいのある人の生活を高める」について、社会的自立の促進については知的障がい者の就労支援を推進。障がい者の社会的自立の促進について、障がい者の尊厳、尊重のために成年後見制度の権利擁護事業の活用促進。「5. 愛情豊かに子供をはぐくむ」ということで、親への家庭教育、社会教育に重点を置く。それから、ワークライフバランスなり協働参画社会の実現、これを反映する。それから、虐待防止対策の強化、研修体制、ネットワークづくり。そして、「6. 日常生活の安心感を高める」ということで、危機管理体制、危機対応能力の充実については防災士の育成強化、消費生活の向上については、安全で安心な消費生活を送るために消費生活に対する教育を子供のときから行っていく。こういう内容になっています。

このことについて、追加などありますでしょうか。

大分議論も尽くしてきたように思います。

委員

ちょっと気になったのですが、先ほどもちょっと話題になりましたが、この予防という観点で、健康のための介護予防とか、多分これは2番に入るのではないかと思うのですが、そういう中に介護予防対策の強化みたいなものが入っていないので、その辺少し気になったのですけれども、いかがでしょうか。3番に入ってもいいのかもしれないのですけれども、介護保険事業の充実については、その辺どうですか。

事務局

本日頂きました意見はここには入っていないのです。この資料は今まで頂いた意見でおつくりしてありますので。ですから、本日出た意見の中で何か、これにプラスして、あるいは表現を多少拡充するとか、そういう手直しをお願いできればと。介護予防というのは追加しておいた方がいいということですね。

分科会長

今日の議論をここで整理しても、ここに反映させるという作業はちょっと無理だと思いますので、事務局の皆様にお聞き取りいただいたということで、それをご検討願うということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

きょう資料3でご説明いただいて議論をしましたので、それをもう一度これと突き合わせながらというふうなことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

分科会長

それでは、皆様にお出しいただいたご意見をもとに最終的に詰めていくということで、事務局と私とで作業をさせていただくということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

分科会長

ありがとうございます。それでは、そのような形でまとめることにいたします。

全体にかかわることで何かありますでしょうか。

何かありましたら、後で事務局のほうにご連絡をいただければというふうに思います。

非常に長い時間になりましたけれども、協力いただきましてありがとうございました。また、来年お会いすることになりますが、よろしくお願ひします。事務局の皆さん、ありがとうございました。

閉会 午後3時15分